

公信附屬書類

四

秋
五
十
五
冊
架
十
冊
架

国立公文書館

分類

2 A

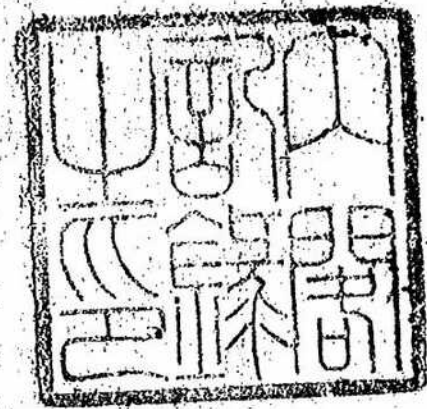
掛架番号

33-5

① 254

爰ニ其ノ文ヲ後ニ可ク

皇神國土羣物ヲ產育セリヨリ生々窮リナク万
國億兆ノ人民無量ノ德澤ヲ蒙ラサルナク散レ
テ地球上各部ニ分處レ各其國ヲ國トシ各其俗
ヲ俗トシ言語飲食衣服居室各其致ヲ一ニセス
ト豈モ各國上世立教ノ聖人出ラ人性ニ順ヒ人
道ヲ修メ各教法ヲ設ケテ惡ヲ去リ善ニ歸サシ
ム其宗流ニ至ツテハ同シカラスト豈モ一元ノ
大始ニ遡リ其本源ヲ考究スレハ道ノ本源天ニ
出テサルナク教ノ本體人ニ具テサルナク六合



ノ中五族ノ民均レク良知良能ノ神主アツテ靈
 機活潑至誠有智識ノ性情ヲ備ヘサルナレ只血
 氣ノ性アルヨリ外欲ノ勾誘ヲ免レス故ニ或ハ
 之ニ陷溺シテ先天ノ資賦ヲ楷ハシ之ヲ保存ス
 ル能ワス日ニ我カ神主ト離隔シ屋漏暗室ニ愧
 ルナキ能ワス是ニ於テ教ノ道ヲ設ケ以テ斯ノ
 愛ノ良心ヲ擴メテ奸惡ノ邪念ヲ遏メシム六合
 ノ廣キ萬民ノ多シト魚モ其要領此帰諦ニ出サ
 ルナレ我

皇國ノ如キ古ヨリ天地無私ノ正道ニ體シ包會
 弘大ニシテ偏狹自私ノ陋見ナク苟モ天理人道
 ヲ扶クヘキハ万邦一視普ク之ヲ収用セサル
 ナク日ニ善ニ進ムノ風アツテ過ヲ改ルニ吝
 ナラス凡教法中各特詣ノ處アルニヨリ民ニ信
 奉ヲ許スノミナラス上ヨリ率先シテ之ヲ勸進
 シ則テ支那ヨリ孔子ノ教ヲ傳ヘ印度ヨリ釈氏
 ノ教ヲ傳ルル如キ其教ヲ神意ニ背戾マサルハ更
 ニ海ノ内外ヲ問ワス収メテ以テ我カ用ニ供ス
 此レ規模ノ包會弘大ナル所以ニシテ毫モ自私

ノ陋見ナキヲ証スルニ足レリ今教義ヲ督シテ
人心ヲ定メレトスル包含弘大ノ規模ヲ擴メス
ニハ何ヲ以テ能其事ヲ統紀スルヲ得シテ
教法ハ民ノ好尚スル處ヲ自擇信從セシメ其政
務風俗事業ヲ害スル一ハ之ヲ查督禁止スル而
已固リ政カヲ假リテ強ユヘキノ理ナシ今神祇
省ハ祭祀宣教ヲ司ル官ト虽モ今日ニ在テ教法
司督ヲ要トセサレハ何ヲ以テ宗派ノ分異ヲ統
括シ其教義ヲ主理シ人心ノ方向ヲ定ムルヲ得
レ然ルニ千有餘年朝野同一信奉セル教法ヲ收

用セスレハ包含弘大ノ規模ヲ失フ而已ナラス
抑又人心ノ帰何如ナルヲ知ラス之ヲ防禦排撃
スルニ至テハ既ニ主奴相視抵抗力敵對スルニ近
シ徧狹自私ノ譏免ルヘカラス故ニ神祇省ノ規
模ヲ弘大ニシ之ヲ教部省トシ全國諸教ヲ統括
シ其教律ヲ執テ以テ匪教ヲ正シ人民ヲシテ歸
向依頼スル處アテシムヘシ而メ祭祀ノ式典ハ
式部寮ニ於テ主掌スル一ニ至當ナルハ之ニ命シ
テ歲時祀典ヲ執行セシメ教部ニ於テ遵守スル
法律條規ノ如キハ嚴ニ之ヲ撰定シ且諸教ニ秀

拔ナル學士ヲ集置シ講論精義取捨折衷シ精愈
精ヲ求メ真愈真ヲ要シ彼我ヲ分クス内外ヲ問
ワス苟モ天理ニ符シ人情ニ合スルハ收用シテ
妨ルナク善ヲ獎メ惡ヲ懲シ政ヲ輔ケ風ヲ敦
クスヘキハ之ヲ布告宣諭シ則我
皇祐天壤ト窮リナク萬世一系ヲ兼ケ人民奉戴
服從シ其化ニ浴シ其政ヲ仰キ永世一貫ノ誠實
アルヘキ道理ヲ知ラシムヘシ

正院
記錄

從五位 森有禮

叙正五位

右宣下候事

壬申四月十八日

森 少辨務使

任中辨務使

右宣下候事

壬申四月十八日

各國ト取結タル條約改正ノ事各國政府協議
ノ上便宜ノ地ニ於テ會議スヘキニ付テハ其地ニ出
張シ特命全權大使ノ其議ニ參與可致事
但出張中本務ハ書記官ニ代理セシメ出張日
限等ハ大使ニ可也合奉

年 号 月 日

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ承ル大日本國
天皇睦仁敬テ

米利幹合衆國大統領閣下ニ白ス曩ニ兩國交誼
ノ親厚ナルヲ保証スル為メ從五位森有礼ヲ少
辨務使トシ貴政府ノ下ニ奉職セシム有禮恪謹
懈ラス能ク其職ヲ盡セリ依テ今般中辨務使ニ
昇任シ此書ヲ付シテ委任ノ證トス朕固リ有礼
ノ更ニ重職ヲ奉シ益ニ閣下ノ寵眷ヲ蒙リ貴政
府ノ信託ヲ受ルヲ復疑ヲ容ケルナリ此書ヲ呈

スル時懇待ヤラシ其陳述スル所ヲ聽納シ且朕
カ名ヲ以テ上言スル所ヲ信用セラレシト望
ム爰ニ朕カ恭敬ヲ表シ閣下ノ康寧ヲ祈ル

明治五年壬申四月十八日東京宮城ニ於テ
自ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐ス

御諱 玉璽

奉勅 太政大臣從一位三條實美花押

英國ニ留學被仰付度儀伺

岡山縣

水谷亦六郎

同

松田金次郎

右若何多クも元鐵道中屬也勅居候處去未十
月自其更々以洋行仕度旨願出候付本官差免
當時英國ニ留學勉勵畧在由給テハ兩人共工
業實地修業之上ハ格別御用立可申者付今不

三ヶ年 間英國留學被仰付其様跡に度尾其以、
岡士和ハ當省ハ相違 其様可仕候世長相伺
中候也

壬申四月十日

工部少輔山尾庸三

正院

山尾

當縣下土医蜂記と為付已に少由あるに至其後
益勤操甚多ぬ以方朝三條町に由集り先靈に事
引分れし事ハ中三川系毎一季ハ西條より當
港へ繁撃と誣村とありき只、忘怖と事
先賊止り鄭重にお申の禁出しハ勿論酒食亦十
分にお願一 皇氏と事ハ世に傳へる一 其氣勢
差甚と事ハ事付 當外に權委りり始於教后
出張及從諭者事更、ふ及合先徒と内重台板
とのさハ少積の軍ハ刀又事仕込事ハハ中積ハ概

此三枚
削去

然るに形狀多々々々、昔は少くは輕く右先手も
 遮り及從論多々々々三四人と若く目大撃
 又揚ケ少くは糧從諭多々々々も勇々ふ安入白色ありに
 松平多々々々南部権多々々々の多々々々馬ヲ步擲
 机暴刺之造り官負之四十五等出仕大逆屋
 尹賊中一々々々何若く可業々々々々殺害多々
 其江々宿寡之勢不得止下先引揚多々々々
 増盛々々解寡々々尚希之人民振損ふ帝實々
 慙然々々多々々々世上當降々々擲入多々々々八々々々居居
 多々々々係々心能々々多々々々官々々々上徳多々々

姓
 山
 實

其々々江以出出々々々々々々上程又谷津
 典々々々竹藤権々々属先々々々後再々々後得々々
 積々々々平々々々村出出精々々々後鎮々々後心相々々
 先賊々々内々々々小旗々々以拮拮々々々々多人殺俄々
 竹槍多々擲々右兩人多々々々馬を步擲々々四両月
 安立種々谷津典々々々々々西郷々々々々傷々々々付直
 様々々隊々々後進々々々々斯々々々々々暴舉々々々々い々
 上々々々擲々合々付四々隊條出々々々後砲中々々多々
 先賊共々備々々々怖散乱々々々々々々後後在殺々々人々
 強々々々賊魁々々々々々々仍々々々大御村々々々々々白

大
 文

白根村より進歩今夕八日か宿陣に積り
三付右村に人民結核をみる正權をさるり
右負出程の多し先を一時に小穂に安
程又川陸口より先徒馳走来り凡從事ら
す付まの警備の多きを先を在在母あるを
少前中上並ら上

辛未四月八日

新沼 糸

史官

山本

進歩平島村より茂地に幕張る隊長ト

唱者若根槍ヲ以テ山本少尉を備負
差兵隊進撃する奪石並積たに通る
に

天照皇

徳川家頼信
朝敵討賊征伐

日賊徒に内を謀るるの末に探索中
に内を二人に際所をわたり臣捕ら
経委細るる付告の進歩前中上並以上

此一書外冊同科 西峰起之儀再度御用申
次ハ御入ノ事 九日各營兵隊乃鎮接白

根方、宿陣當各官員參奉始十教
名近傷材、鎮接巡回致シ萬ノ設諭
又加、進シ靜穩トモ成候。付兵隊ノ取
十二日朝引上ケ當港詰之外新葦田日帰
當泊シ候右土寇同類之者進日搦縛及
候内去ル八日自根方、於テ當各官負小宮山
権少屬神尾権少屬并附屬之者賊長ホ

當島下土寇蜂起之儀再度御届申
上候後去ル九日各營兵隊乃鎮接白
根方、宿陣當島官員參事始十殺
名迹傷材、鎮接巡回致シ萬ノ説諭
又加、進々靜穏ト成候。付兵隊ハ昨
十二日朝引上ケ當島詰之外新葎田口歸
營跡シ候右土寇同類之者進日搦縛及ヒ
候内去ル八日白根方、於テ當島官真小宮山
権少属神尾権少属并附属之者賊長ホ

出合刀戦ニ及ヒ山宮山神尾兩人ハ傷受候へ
正巨魁旧會藩人渡邊慎藏ナル者ノ右額口
深疵為負候得共頗ル強壯之者ニテ終ニ
多人殺ニ終レ新飯田本迄逃行キ同賊大野
お政ニ助ナル者ト奉ノ柄不分明目士討殺レ互ニ
深疵ヲ負ヒ候處ニ追急ケ捕押ヒ候得共
希事ノ之次第厚ク治療ヲ加工候且同日山
本少尉、疵為負被歩殺候者ノ死体ハ目
謀之内加茂新田農元市郎左衛門事
入江彦平次ナル者ト云々ノ猶殺名連類者

有之遁去候ト付專ラ探索致シ居候外ニ里
正ヲ殺傷シ家屋ヲ焼致候者モ有之夫ハ乳
彈中ニ正生候時在昨今ニ至リ一ト先鎮定ニ
相成候條世多御届申上候以上

三月十三日 新潟縣

於西智港邦獲宗信仰之ものを捕縛す

其類は廿七名あり、因に拓少主典華剛精字出

尋問 古澤恩丸に通

一 嘗三月十日、海軍に外國人禮を臺に提焼を

照明し、鐘を撞鳴し、諸人、茶筒を誘導す

由且右案に入門し、案を臺に同を、臺を

一 其類は凡て流布し、故より一所を新氏等案傍

に多し、日世年、其の盛大、亦其類は舟道

路に於て、兩三人を捕縛す、其の類は

と坐

右の如く一室下邊に之れ仙臺藩士當所帰農
高き生徒とも四五人寄居たり他十人余
も信仰し之れのみを以て

一在東情を以て之れのみを以て要明に之れ若くは
當所遊智入籍し之れのみを以て

右の如く之れ仙臺藩士とも之れのみを以て信言に之れ
信書及び中上之類に之れ信言に之れ仙臺藩士とも
手の中一衝院園に之れ之れのみを以て確字多る候
之れ之れのみを以て之れの中上之類に之れ信言に之れ

三月一上之類に之れ仙臺藩士とも之れのみを以て
之れ之れのみを以て之れの中上之類に之れ信言に之れ

壬午四月十日

大正

世尊の御心

三條の政令を以て明治

四年十月 明治四年十月 附書等を以て中を置て通了

右大臣岩倉具視を特命全權大使とす一冬後本任

孝元大藏卿大久保利通工部大橋守辰博士外務

少輔山口尚芳を特命全權副使とす一冬後一派出

之段定まらば見送る所親しく高誠を遂げ候

因之上段定に等しき所は親しく高誠を遂げ候

儀に都合に因りては便宜に候はれど何れに於て

世尊の御心より御心より御心より御心より御心より

父

以中島ノ法給上及物ノ條ノ政令ニ従ヒ付命ヲ明治

四年十月（明治）附書管ヲ以テ中島ノ法給上

右大臣岩倉具視ヲ特命全權大使トシテ参議中島

孝允大藏卿大久保利通工部大橋守敏博文外務

少輔山口尚芳ヲ特命全權副使トシテ参議中島

ノ改定ニ従ヒテ中島ノ法給上ノ條ノ政令ニ従ヒ

國ノ上改定ニ従ヒテ中島ノ法給上ノ條ノ政令ニ

従ヒ都令ノ因リテハ中島ノ法給上ノ條ノ政令ニ

中島ノ法給上ノ條ノ政令ニ従ヒテ中島ノ法給上

父

又、特權を併興法を以て其の世に於て其の國政府に
通達被下る法を希望するに得べき事は其の世に於て以
上

明治五年壬午四月十日

寺島外務大臣

副島外務卿

英國公使

閣下

申四月十日の差紙

一英國公使の返稱

明治五年四月十日附の書答の以下、因債を延期
に於ての申紙、申紙、補給、其の旨を、若閣下
の依頼、任中、在一条評決、之の我政府に、之の
世に於て得べき事は、其の世に於て以

三米利加合意國代理公使勅方

明治五年四月十日

キヤルリス、ワ、セバルト

外務卿副島勅方

外務大臣寺島勅方

閣下

福公使より素号宛

以多帝陸上長徳に我國政府に命に候い素に我
國出立の拙者横濱を去るに候也且又素号の口沙信
と申す素に我七月中に貴國公使閣下我國へルリン
府へ山崎君一と申す者付て候也拙者も口所は五穀は
而會の候存候將又存候素國兩程公使フアドルフ
フエニ素拙者守中我國の事務多岐支儀世治の候
者親切に御送イタサレ候旨を容易に遂らる候旨
氏に御力及ぶ候旨願也右に候旨得に候也此は
世以上

千八百二十年一月五日
福徳園福徳公使

フオレブラント

副参事外務卿

寺島外務大臣

閣下

福徳公使ニ送ル旨

千八百二十年一月五日
附外午一ノ書
御見取付
奉出馬守中
フエシ氏ニ
送ル旨

千八百二十年一月五日
福徳公使
御見取付
奉出馬守中
フエシ氏ニ
送ル旨

明治五年一月五日

卿 福

福徳公使 フオレブラント

閣下

金三百拾六兩三分永百拾八文六分

内簿

金百二拾三兩

内

金六拾四兩

平文簿書本三十分部

金三拾三兩

平文簿書本十分部

金五拾五兩

佛和簿書 五部

金五拾三兩

和簿書 三部

金拾三兩

古版

和洋辞書

三都

金拾七兩

和洋辞書

三都

金四兩二分永以拾三文

用帝類指立多料

金拾六兩二分永百五拾五文

用帝類買上代料

金拾九兩二分永四拾五文

用帝類買上代料

金四兩二分永百拾五文

用帝類買上代料

金拾六兩二分永百五文

用帝類買上代料

金九兩二分

用帝類買上代料

金四兩二分

用帝類買上代料

金四兩二分永百五拾五文

用帝類買上代料

金拾兩

用帝類買上代料

三都

右古今般中紙多し書籍類其外買上品代價
書局に通し座敷

多務者

本年四月

庶務書

去ん其つ日之右位火の害身は非常しく石運に之を世に火害
罷り其一般に人民の必何事か因窮可任成勢中
多之者其の僅に撥石に余治員王の相塵灰に委に
唯屋完の先候に之ナラス單衣粒米を需求に御テ
甚と其の頭を迷はせ若者も其教多し一うを事し之
深く悲傷歎慨に至る存身因に世に厄に宿塵
ヲ即成保護セシめ人皆相憐之恒儀其を
布者中ノ感負より別番計算に重額ヲ必助
法に度抑這回も其の能烈風ノ為火災ヲ延

蔓タル屋敷、早竟家屋建築之割、粗悪トテ平
素防火之豫備、多クハ白備貸家會社ノハ、火災
請願等々ノ方法、未ダおまじク、新ルニ運ワ渡
及シテ新ルナル被害ノ釀シ成シ、且チ今迄ノ豫
備法、深ク杞憂トシ、朽幸ヒ、西院ノ公儀トシテ
今度延焼トシ、街區ノ住地トシ、居室ノ棟
屋石ノ以テ、建築被サスヘシ、古當省并東京府ト
シ、達市願案々、因明ニ捷徑トシテ、今日ノ市民
ノ火災ノ免レ、故ハ世御覺醒、奉々時日ヲ以テ、人々ノ
目標トシ、法程トシ、儀トシ、不徳感佩、無クハ、別帝

記載ニ通ル、城ノ外ノ抽出、世重子ハ、去々ノ海食
恒竊々トシ、主方ナレハ、火災トシ、市民ノ砂、害ハ、初々若色
トシ、去々ノ言、以テ、脱々ノ人口ニ、配賦法トシ、故々ノ自然酒
食々酒費トシ、折角トシ、素意トシ、不々、故々、有、及、凡、リ
罹リ、去、戸、口、トシ、内、困、乏、去、告、トシ、テ、居、宅、歎、管、者、
去々、去々、葉、法、トシ、去々、和、法、法、トシ、去々、其、家、産、トシ、法、
一、方、中、一、ハ、白、備、心、ヲ、ラ、ス、トシ、テ、乞、丐、トシ、況、テ、臨、リ、去、若、々、
實、ニ、際、際、トシ、去々、美、乃、リ、トシ、テ、將、来、不、良、法、推、與、トシ、國、導、
トシ、モ、古、法、トシ、テ、加、ク、標、漢、存、為、トシ、去々、國、人、ノ、控、
今、後、ノ、火、災、トシ、標、所、トシ、テ、カ、コ、一、府、トシ、先、蹤、如、
ハ、カ

夫之賜成等之人... 左様... 宅... 急... 御沙... 下... 也

壬午三月甲子

大管大福井上殿書

西院

（印）

- 二等 貳百兩 三等 百兩
- 四等 五拾兩 五等 四拾兩
- 六等 三拾兩 七等 二拾兩
- 八等 拾五兩 九等 拾兩
- 十等 七兩 十一等 六兩
- 十二等 五兩 十三等 四兩
- 十四等 三兩 十五等 二兩

別席

西院

（印）

金四百四

太政大臣殿

金四百五十

参議

以下希日新

官階あり邪蕪教に付り

廟書寫

本月二日書寫の旨に廟中より邪蕪蘇備宗元若
 其後々々要書に於て書寫の旨に申上せ給ひしに
 上段に在り廟書本あり邪蕪蘇備宗元と團書一
 切不申と雖も分り兼て其書月十日出之に至候
 事より紀世書巨魁高知島士族桑津一兵衛
 危舟澤也鞍馬八千今々字外迄之を當面書候
 八々各々入字に及ぶ七〇〇〇字出字親戚に領書

奉其他六十名ハ不銭直ニ一歌ハ願ケル事也
右ニ若ク隨身口教ニ僅ニテ何レモ被ク書籍ヲ二
枚讀ル也何ニ物タルヲ不覺ル所ヲ口教
耶教ニ級礼薄ニ不感驚愕感多由其後何等
ノ風説も多ク勿倫蔓延等ハ被ク説中多ク
右ニ官負ニ多ク聽候中ハ及テハ一ノ願
若一類トモ不事ナク其方々ニ備テ中一圖素不確
證ニハ不感其得テハ被ク説ニ付申上
當科士族大之目儒者大余金次ノ若二三
為ニ一函録表ト事學修業ニノ不感魚人

ライリ隨從師ニ在ル事右ニエライ今般出京
付隨從出京法自好届申出候
右ニ毎以達ニ被ク付申上候

宮城知

壬午三月十七日 出張所

○

當近日中向院ニ當科士族少部席等
宅ニ移ル洋學講會ニ開ルニ金ク生徒
勉強ニ事ト申及以居其内連入候ニ増加殊
著通格文備免等々一邦一教ヲ備候間

多々付寫ト云々 其高時知知書屬
 士後桑津一兵衛ト云々 澤邊教馬ト云々 世者
 粵西豆教師ト云々 トライト云々 若クハヤ教師
 邪蘆教ヲ傳ハリ云々 邪蘇教ヲ講者中云々 及
 付同人初右能惑ヲ受テ 備定凡云々 世者トモ
 万餘名挿傳紀洋中ト云々 里云々 在席云々 郎
 伯父少郎 彦彦郎ト云々 若生年ト云々 若銀ト云々 云々
 右ニユライト云々 後教法ヲ研究加ト云々 若書洋
 邊教馬ト云々 同志ト云々 中頃ト云々 巨魁ト云々 云々
 世者 右云々 彦彦郎ト云々 迅速獨傳紀洋ト云々 世者

當所集者少ト云々 銀生四丁目 西橋町 産物澤世
 生酒屋 國人ト云々 若方ト云々 止端 右教法ト云々 義ト云々 付
 若書ニユライト云々 當所集者ト云々 在書由ト云々 在云々 終
 性性 在書ト云々 由ト云々 若云々 云々 昂集者
 云々 邪蘇教 清定 云々 在書ト云々 存者 托ト云々 上云々
 東京ト云々 托ト云々 在書ト云々 月合ト云々 若ト云々 多ト云々 一ト云々
 世者 至名心 月法ト云々 若ト云々 澤ト云々 中云々 同者 云々 個ト云々 一ト云々
 中 孫 佐 後 幸 存 者 輕 巨 細 云々 個ト云々 上ト云々 云々 上
 世 降 在 不 在 教 社 爲 ト云々 寄 佐 云々 書 云々 添 出 届
 仕 者 以 上

壬午二月廿六日

宮城録

内史

以中

○

初年 英國學を修むに横濱在任ノ英人ホツハ
并ニクルリ右兩人教師トシテ當年ヨリ向一十年
以各地ニ於テ以テ其志ヲ漸ク英學教授所創
建任知事ホトクニ申請素願モホツハクルリ兩
人所屬ノ支那一人アキン都令之人以各地ニ於テ
任リ申請ヨリ修むに任事モ在任モホツハクルリ

之證書并譯文亦添ハシテ呈願也トシ

宮城録手紙

明治廿五年三月十日

氏家行三様

宮城録

以出張所 以中

修書 譯文ノ字

尺素拝呈任ハ陳々先般ヨリ約定中ニ至函了被量
子校ノ教師トシテ以テ之ヲ以テ今出之ニ因意致
右書係之被地上出之ニ通行切ノ事モ其旨

考先當以府印滯以滯二下也ハ大慶玉極存
多能育再存

同

以相呈上仕長陸兵少生兵奧地何地ニ教師
於中成兵付早速以約定中其意今ハ其約定
ニ依テ何時ナリ出立仕招用意成居此得
被地正當政府ニ通ル身形多ク其ニ厄
不能其旨何年一トモ早ク石倉河ハ滯ハ程何
年符上其輕首トク千様

十五号

聖上皇以法程以字内以静寧ノ恭頌ニ至ニ存候
大使以初以以以以安恭殊重ク以智存候中者
以獨以下一因多矣以社念一ト事候

一印月世男太公保仔候与氏初中社意盛中存
令之助外一行之也安着外三号以書者為法世身
彼大使其都府以着信大統領以獨見其外中
就之件一逐一法兼其候今便之包ニ郵船出帆
三期之信ニ差名心其自不能詳答以下法使候
ト云々云々

多級教部省に置きたるに付、其の生殺を帝に
 以て問ふ、**青**右よりハ、實際に於ける論より、
 不都合な事あり、方々之を思ふに、生殺突然に之を
 出さざる也、**古**表以來、生殺程に未だ不
 出さざるも、其境よりハ、教法論も、廣く之を
 内々右に問ふ事あり、**教**法論も、廣く之を
 一問者より、**青**右よりハ、布告に於て、**教**法論も、
 右に大久保以下、**教**法論も、**青**右よりハ、
 此の如き也

本年三月廿日 外務大少丞

同迎外務少丞殿

渡辺外務少丞殿

追々其の如く、**青**右よりハ、**教**法論も、
 編輯に大東宗鑑に、**青**右よりハ、**教**法論も、
 少く付、**青**右よりハ、**教**法論も、
 為に、**青**右よりハ、**教**法論も、
 其の如き也

多知和男屬士族桑津一多郎輝澤邊救馬伍書寫

多知和男屬士族
桑津一多郎伍書

澤邊 救馬
主筆 澤邊 敬

中

和養和種教ヲ請貴姓末以吟味以座貴

世孫和養元多郎桑津士族山本大七之長男、其妻

父大七養成存一畢會津口進付之形出張仕生

前桑津之改姓仕仰因信病死當今和養

一多郎家嶺中候仕多、自和養右一多郎之存、每

二和養右中候仕多、和養十二年於東京櫻井

後、學劍修行之の如く入塾其在世に於て目撃せる者
 俱く世に於て之の如く酒に酔ふ事なかりし者に對して
 凡そ心以て遠く其任に及ばず及捕縛被りて其の如く
 敬入直に悦ぶ會津通に御清の系祖宗鑑に
 在哉其在籍中一々其年如智一著ハ於て其年
 前々少中其任に及ばず及捕縛被りて其の如く
 一對して其の如く其年月其任に及ばず及捕縛被りて其の如く
 しくも竹の生如く雪々其心也其在世に於て其の如く
 神明社社官活也色白く其の如く其の如く其の如く
 之如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く

大正
 正

神儀之如く其在男子と女儀に如く其在女子に如く其在
 其の如く其在月其忘五六十年以來より其の如く其在西に其の如く其在
 師ニニテ日本に其の如く其在書籍讀試に其の如く其在相ノ多ク其の如く其在入
 度其在其の如く其在日本に其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在
 法書籍其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在
 試其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在
 其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在
 其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在
 其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在
 其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在其の如く其在

其の研究は、
 教へ作出初多
 因り於多中若
 師藩仕官
 屬等へ出會
 月中自ら
 京へ在細
 仙臺名主
 弟ハ右教
 法信仰俱

五々一
 世生函を
 性僧法名
 東系筆地
 買求之當
 世川
 生徒之望
 上中教ハ
 教授之業

宗とまゝに教姑の三流としてその派として教
 中をあらたカル等々國々々々宗信右國々教法
 以て他國々人民を體惑し其國を奪まると
 多し日本も亦それトカルなり切支丹の教師諸
 々々々々々々々切支丹の諸君は禁書に
 何れも轉訛するなり即考も亦付ふも其
 亦それカレとてハラウテ教の宗信に因國カ日本
 へ海來も亦確證の多し其とも國教とも一の
 くらと存るを右ラウテ教の邪教とありぬとて

教ハ邪教の多し至極其教も亦十字架の
 磔^{ツレバ}に邪教を崇信し其宗門も亦存る所
 ハ切支丹の回教とて禁書に宗門も亦存る
 其流源も亦殊に神邪ある多し其亦
 教法も亦西洋諸國異化文明に亦
 其方今專ら異化の教を其亦其亦
 教法も亦其亦其亦其亦其亦其亦其亦
 法ハ其亦其亦其亦其亦其亦其亦其亦
 國禁^レる方ハ其亦其亦其亦其亦其亦其亦
 其亦其亦其亦其亦其亦其亦其亦其亦
 其亦其亦其亦其亦其亦其亦其亦其亦

右の通りなる事ありて是の如く

年一三日

右の通りなる事ありて是の如く

宮内省

以假可

今般教邦省に置て其の付与たるに依りて

一 社寺屋敷及び初官僧徒等被控或等事

一 新に初官の置て其の付与たるに依りて

一 教養の園に著書出板免許事

一 教徒の集會し教養の講説し及び社に結ぶ者

二 免許事

一 教養上の新に初官の置て其の付与たるに依りて

年一三日

太政官

大正
...

教法... 中... 見... 仍...

正日...

實美

...

...

...

...

乃今在返言第(一)家

世方御系 朝之見込未述(一)廉(一)欲(一)上(一)帝
上(一)第(一)事(一)

恭少惟三(一)ル(一)ニ

天御中主神ハ用元造化ノ主神ニシテ

天照太神ハ我

皇上ノ祖神尔来数千百年 皇統連綿絶ハス

レテ今日ニ至ルハ是我國體ノ萬邦ニ卓絶スル

所以也今ヤ太政官及ニ諸省諸府縣ヲ置キ百般

ノ事務大小分課アリ各其切ヲ奏スト臣臣独憾

ラクハ國體ヲ正フレ君主ノ義ヲ明ニシ教化ヲ

敷フスルノ道ニ於テ恐クハ未タ其精ヲ尽シ、

ル者アル、似タリ夫レ戊辰以來政令屢変シ藩
ヲ廢シ縣ヲ併スル等ノ大改革、及フト由レ衆
庶敢テ妄リニ違背スル者ナレ是レ

天照太神ノ威靈萬世ニ亘ツテ衰ヘス加之
皇上親シク忠孝ノ大道ニ基キ

祖宗ノ神徳ヲ緡養シ給フノ然ラレムル所ナリ
伏テ惟ミレハ三種ノ神器ハ則

天照太神ノ親シク皇孫ニ授ケ給フ至重ノ神器
ナレハ宜シク之ヲ悉ク宮中ニ安置シ奉リ

皇上親シク奉祀ニ管レ宗廟社稷ヲ敬重シ給フ

一 是即今ノ要道ト奉存候因テ其條件ヲ掲ル
厄ノ如シ

一 天照太神ノ神殿ヲ禁城ノ中央ニ造立シ國家
ノ大夏ハ神前ニ於テ議定スヘキ也

一 伊勢神廟、安置シ奉ル所ノ神鏡ヲ宮中ニ移
シ奉リ三種ノ神器合一シテ

一 天照太神ノ 神勅ニ基クヘキ也
一 齊祀ハ

皇上親シク百官ト共ニ之ニ管レ式部寮ヲ
以テ祭享ノ礼式ヲ掌判セレムヘキ也

一 文武官負持任ノ日ハ必ス神殿ニ拜謁シテ誓
又ヲ奉リ神教ヲ重シシテ

皇室ト共ニ國民ヲ保安スルノ誠心ヲ表セシム
ヘキ也

一 教部省ヲ置キ道學ニ屬スル在來ノ諸教道ノ
事務ヲ總管セシメ神教及ヒ儒佛共各教正ヲ
置キ生徒ヲ教育シ人民ヲ善導セシムベシ凡
中外ノ宗門甚ク多クシテ其邪正ヲ取捨スル
ハ至テ重責トス然ルニ宗教ヲ遵奉シ一家一
身ヲ托シ祈ルハ彼我共ニ免レサルノ民情ナ

リ故ニ我政府ヨリ設ケ置ク所ノ法律ニ違犯
スルノ宗教アラハ断然之レヲ裁除スルノ權
カアラシムヘキ也

一 天御中主神ヲ以テ開元造化ノ主神トシ
天照太神ヲ以テ

皇上万世ノ元祖ト仰キ奉ルベキ事

一 共和政治ノ學ヲ講シ國體ヲ蔑視シ新教ヲ主
張シ民心ヲ煽動スル類間ハ或ハ之レ有リ抑

我

帝國ノ權カ他ノ國體ト比較シテ之レヲ議ス

ルヲ得ス後世或ハ

祖宗ノ神靈ヲ誤リ認テ教法主ト有倣サシ
ヲ恐ル是レ教部省ヲ置ク所以ナリ

一 教部省職制左ノ如レ

卿

諸教法ヲ統管スル莫ヲ掌ル

大少輔 大少丞以下ノ職掌諸省ニ准ス

諸教儒教又佛教ハ教種アレハ一宗毎ニ
之ヲ分チ名目教化ノ多少ニ准シテ四等
ノ教正ヲ置クベシ

大教正 勅任 一教一人 或ハ一宗一人

權大教正 奏任 同

教正 同 同

權教正 同 同

右所管ノ教徒學問ノ勤怠及ヒ進退ノ糾
判スル莫ヲ掌ル

以下ノ官負モ適宜ニ設ケ置レテ得業ノ
教徒ヲ撰任シ教化ヲ掌ラシムベシ

右審議上陳

辛未十二月廿二日

九院

爰ニ
皇神國土群物ヲ産育セシヨリ生々寤躬リナク万
國億兆ノ人民無量ノ徳澤ヲ蒙ラサルナク散シ
テ地球上各部ニ分處シ各其國ヲ國トシ各其俗
ヲ俗トシ言語飲食衣服居室各其致ヲ一ニセス
ト重トモ各國上世立教ノ聖人出テ人性ニ順ヒ
人道ヲ修メ各教法ヲ設ケテ要ヲ去リ善ニ歸サ
シム其宗派ニ至テハ同シカラサルアリト重モ
一元ノ大始ニ遡リ其本源ヲ考究スレハ道ノ本
源天ニ出テサルナク教ノ本体人ニ具ラサルナ

大

山

1124

ク六合ノ中五族ノ民均シク良知良能ノ神主ア
ツテ靈機洛滄至誠有智識ノ性情ヲ備ヘサルナ
レ只血氣ノ性アルヨリ外敵ノ勾誘ヲ免レス故
ニ或ハ之ニ陷溺レテ先天ノ資賦ヲ枯ヒシ之ヲ
保存スル能ワス日ニ我カ神主ヲ離隔シ屋漏暗
室ニ愧ルナキ能ワス是ニ於テ教ノ道ヲ設ケ以
テ斯血氣ヲ裁制スル法律ヲナレ斯ノ人民ヲシ
テ慈愛ノ良心ヲ擴メテ好惡邪念ヲ遏メシム六
合ノ廣キ萬民ノ多シト雖モ其要領此歸諦ニ出
ラサルナレ我

皇國ノ如キ古ヨリ天地無私ノ正道ニ体レ包含
弘大ニレテ偏狹自私ノ陋見ナク苟モ天理人道
ヲ扶クヘキハ万邦一視善ク之ヲ収用セサル
ナク日ニ善ニ進ムノ風アツテ過ヲ改ル吝ナラ
ス凡教法中各特請ノ処アルニヨリ民ニ信奉ヲ
許スノミナラス上ヨリ率先レテ之ヲ勸進レ則
チ支那ヨリ孔子ノ教ヲ傳ヘ印度ヨリ釈氏ノ教
ヲ傳ル如キ其教ノ
神意ニ背戾セサルハ更ニ海ノ内外ヲ問ワス収
メテ以テ我カ用ニ供ス此レ規模ノ包弘大ナル

所以ニシテ毫モ自私ノ陋見ナキヲ證スルニ足
レリ今教義ヲ督シテ人心ヲ定メントスル包含
弘大ノ規模ヲ擴メスレハ何ヲ以テ能ク其事ヲ
統紀スルヲ得レ而シテ教法ハ民ノ好尚スル處
ヲ自擇信從セシメ其政務風俗事業ヲ害スル
ハ之ヲ查督禁止スル而已固ヨリ政力ヲ假リテ
強ユヘキノ理ナシ今神祇省ハ祭祀宣教ヲ司ル
官ト雖モ今日ニ在テ教法司督ヲ要トセサレハ
何ヲ以テ宗派ノ分異ヲ統括シ其教義ヲ主理レ
人心ノ方向ヲ定ムルヲ得ン然ルニ千有餘年朝

野同一信奉ヤル教法ヲ収用セシハ包含弘大ノ
規模ヲ失フ而已ナラス抑又人心ノ仰何如ナル
ヲ知ラス之ヲ防禦排撃スルニ至テハ既ニ主奴
相視抵對スルニ近ク偏狹自私ノ譏免ル可カラ
ス故ニ神祇省ノ規模ヲ弘大ニシ之ヲ教部省ト
シ全國諸教ヲ統括シ其教律ヲ執テ以テ匪教ヲ
正シ人民ヲレテ帰向依頼スル必アラレムベシ
而シテ祭祀ノ式典ハ式部寮ニ於テ主掌スル
至當ナルハ之ニ命シテ歲時祀典ヲ執行セシメ
教部於テ遵守スル法律條規ノ如キハ嚴ニ之ヲ

撰定ニ且諸教ニ秀拔ナル學士ヲ集置シ講論精
義取捨折衷シ精愈精ヲ求メ真愈真ヲ要ニ彼我
ヲ分タス内外ヲ問ハス苟モ天理ニ符シ人情ニ
合スルハ採用シテ妨ルヲナク善ヲ獎メ惡ヲ懲
レ政ヲ輔ケ風ヲ敦クスヘキハ之ヲ布告宣諭シ
則我
皇祚天壤ト窮リナク万世一系ヲ兼ケ人民奉戴
服從シ其化ニ浴シ其政ヲ仰キ永世一貫ノ誠實
アルヘキ道理ヲ知ラシムベシ

教部省職制

全國社寺ノ事務ヲ統理シ教律ヲ正シ教義ヲ
督スルヲ掌ル

卿 一員

本省及本寮一切ノ事務ヲ總判シ其諸官員ヲ
統率スルヲ掌ル

大輔 一員

卿ヲ補ケテ共ニ其事務ヲ調理スルヲ掌ル

少輔

職掌大輔ニ同シ

以上勅任官

大丞 二員

卿輔ノ命ニ從テ省中各課ノ事ヲ管理シ寮中ノ事務ヲ通知スルヲ掌ル

少丞 二員

職掌大丞ニ同シ

大監

少監

教律ヲ監守シ教義ヲ監視スルヲ掌ル

大録

權大録

中録

權中録

少録

權少録

史生

○

明教寮

全國社寺ノ教義ヲ講明シ教説ヲ稽査スルヲ掌ル

九
正

頭 一員

寮中一切ノ事務ヲ司督管理スルヲ掌ル

権頭 一員

職掌頭ニ亞ク

助

寮中分局分課ノ事務ヲ擔當スルヲ掌ル

権助

職掌助ニ亞ク

大屬

権大屬

中屬

権中屬

少屬

権少屬

○

大博士

中博士

少博士

教義ヲ講明ニ教説ヲ審査スルヲ掌ル

大講義生

九

正

中講義生

少講義生

講義生

○

一 諸博士諸講義生ハ凡テ各教博學多識ノモノ
ヲ精撰シキ之ニ任ス

一 卿以下官員博士講義生ヨリ等級ニ應ニ陞任
ス

一 全國諸派ノ教徒ヲ限時集會セシメ教義ヲ討
論群議セシメ其説ヲ公定ニ頒布スヘキハ之

ヲ其徒ニ分ツテ宣布セシム

一 集會羣議ノ節其學術知識拔群ノモノヲ公撰
シ其実ヲ試験シテ後之ヲ登用ス

一 集會ハ全國社寺ヨリ其派ノ惣代ヲ公撰シ一
縣一員宛限時明教寮ニ出シテ會議セシム

一 教義ニ関係スル書説ハ凡テ此省ノ許允ヲ得
サレハ上梓頒告スルヲ許サス

一 凡ソ教義ヲ講シ及ヒ講社ヲ結フモノ此省ノ
免許ナケレハ教ヲ講シ社ヲ結フヲ許サス

一 明教寮中刊行記録課ヲ置キ凡ソ一般布告宣

連スル書説ヲ上梓刊布ス

一 諸教義ニ関スル羣書ヲ類聚シテ考據引證ニ

供ス

一 祭事祀典ニ属スル事務ハ一切式部寮ノ管理

ニ歸スヘシ

一 祠官僧侶ノ位階等級ヲ更定シ其事ヲ司掌ス

一 省中寮中及集會ノ諸章程ヲ撰定スヘシ且教

律ヲ監シ教義ヲ監スルノ方法モ設クヘシ

一 教律ヲ定メテ司法ノ律ニ補入スヘシ

神祇省被廢更ニ教部省被置候事

月日

大 政 官

教部省職制左之通候事

掌統全國社寺事務正教律督教義

月日

大 政 官

神 祇 省

其省被廢候事

但諸官員當分引渡事務取扱可申事

大 政 官

元 神 祇 省

其省事務祀典關係ノ儀ハ式部寮工宣教關係ノ儀ハ教部省ニ引渡可申事

月 日 太 政 官

式 部 寮

祭事祀典自今其寮ニ於テ可執行事

太 政 官

切支丹宗信仰く者成衣い未實典に被處考ラ教
化ニ帰セシメ以高ク意ヲ身此旨ヲ仰信ニ處置丁
請を臨時路ニ存置奉神出集ク旨ハ丁口何嘗
付履カス如ク乃有喜也

月

正

院

開拓使

府縣長古

九

五

三

五月廿二日印務局様書付書付西院様

正院 外務省

中

於若彼官博叙士藤影田孫一所外々人曾不
可察^察友ニコラノ方日立ノ所多那蘇宗友傳
指法一以自家抄使ノ古補ニ一併指至ノ由若
本者自^自送^送ノ通^通ニ考^考ニ

新田孫一高^高不^不入^入ノニコラノノ古^古使^使ノ考^考ニ
考^考ノノ通^通ニ考^考ニ

ははあ人^人事^事係^係ノ事^事自^自國^國ノ臣^臣下^下一^一高^高ノ古^古使^使ノ考^考ニ

文

地

正

印

只抄合一子丁其行一也...
漢陽之京民一也...
得兵之也...
唐之分者...
是夫之文...

考一之...
可捕...
一既...
他...

と...
改...
事...
信...
易...
多...
抄...
信...
一...
一...

九

丁卯年

書

地

山

江

辰上

一

Handwritten Japanese text in cursive style, consisting of approximately 15 vertical columns of characters.

Handwritten characters at the bottom left of the page, possibly a signature or date.

大

正

日

津田宗隆考揚所行を以て考ふるに
合料月々之由に因り始終給無事
日産者行を以て考ふるに
是田民判状は田書に基き
既破せしとせり是千言を礎に形業
の由あり
魯原宗隆の信判津田考り
揚告河を以て考ふるに津田考り
と信してはのる考ふるに考ふるに

此海一歩を譲らざるを以て一抑は陸を以て
乃年一々度多し其の完せしより其事度々
十七八言如く法方丁也

外務省 開拓使

海軍

箱館港寄島人宮博助士籍津田陸一進等大船
信仰の事より取件振返り一進等並に島東山部
船係の事より取件ラウラスキイ上等船一
一進等船より入つて居る。其の船は一進等
平島船より取件名取島等より大船より一進
等進返り也

大正 官

大正
正
正

第一卷

奉教一統帝中流帝三才一身極樂也

白雲生於巖一統帝中初初信帝一統帝

法中流帝一統帝一統帝信帝三才一身極樂也

四葉文子事極樂帝一統帝一統帝

二白雲生於巖一統帝中初初信帝一統帝

信信信一統帝一統帝一統帝一統帝一統帝

申者一統帝一統帝一統帝一統帝一統帝

コラ一統帝一統帝一統帝一統帝一統帝

隨一統帝一統帝一統帝一統帝一統帝

阿ノ根元ノ事案丁付ノ事トモテ後クモ
 那獲前院法トヨクテノ事トモテ後クモ
 信宗法トモテノ事トモテ後クモ
 名月ノ指野人其ノ事トモテ後クモ
 寺ノ事トモテノ事トモテ後クモ
 由心學教師ニコライノ事トモテ後クモ
 小中佐長ノ事トモテ後クモ
 大田徳ノ事トモテ後クモ
 新田徳ノ事トモテ後クモ

魯國教師ニコライトモテ後クモ
 名ノ事トモテノ事トモテ後クモ
 院法トモテノ事トモテ後クモ
 右生徒于他市中ノ事トモテ後クモ

苗子ノ生徒トモテ後クモ
 會科考路信宗
 者トモテノ事トモテ後クモ
 信仰者名前

美天町三丁目本乃寺
住持前田徳也
不之七長四
 酒井信宗
千鳥丁信宗
住持前田徳也
不之七長四
 真宗

右有ノ月信宗トモテ後クモ
 寺ノ事トモテノ事トモテ後クモ
 由心學教師トモテ後クモ
 寺ノ事トモテノ事トモテ後クモ

第二章

奉教ノ院トモテ後クモ
 院間ノ上取口書
 及ノ事トモテ後クモ

大正
...

前件書言揮毫し上角斗号記の心可成り好
書向中より此種書と相即中進号一書記
及團入字を海軍河内親法一所津田徳一進
係一席中可一取向一乃の心可一又竹作一若古
進号一舟中一為石儀兵備の部々々々
平新より入才より海軍進号一の心可一
依りて有是者一列記可也

第三卷

魯陽事蹟地内信書一書

魯陽事蹟地内信書一書

合字部子持一地内信書一書
依廣乃心晉信ニコラ一入堂入吉平之古上高所
事ヲラウ口ウスキ一十福心入力儿卜子儿元
居宅一依持法一魯國許素一同行一者一公
勢一之部一同行一之部一子持一依事一信一之部一
依地内子一書文一通信一信書一合一ノ一ニテ一
事一不事一平信一合中一降田一徳一進号一
書一由一海一之部一書一之部一依事一信一内信一書一
之部一之部一西國一之部一之部一依事一信一書一
之部一之部一之部一之部一之部一之部一之部一之部一

地方別區一多の記述

才四葉

吉津田徳一述平人等の信託を以て始り且、
順事破財等、多し記述

徳一述平の所考行きて、官採録七條、自述述
多し、其、年、年、九、月、中、孫、高、十、五、未、四、月、中
に、然、り、何、れ、も、音、字、所、業、く、も、り、同、如、歴、の
免、許、を、行、く、高、地、の、子、然、魯、人、ニ、コ、ラ、イ、イ、子
、中、和、島、島、子、の、在、り、た、事、を、り、り、高、窮、る、る、子、の、書、字
、因、難、の、場、合、幸、の、教、師、ニ、コ、ラ、イ、イ、子、の、書、字、の、石、能、云

藉考指立且版下文字徳方也、其、の、歴、目、の、倉
科、子、月、の、全、三、島、の、書、字、所、業、行、く、も、り、ニ、コ、ラ
、イ、イ、子、の、把、持、後、者、の、事、を、行、く、も、り、其、の、書、字、を、
蔵、人、信、頼、得、有、く、也、何、れ、も、行、く、も、り、不、天、言、教、破
、其、法、の、言、也、不、破、く、も、り、其、の、書、字、を、音、節、事、破
、何、れ、後、者、の、事、を、行、く、も、り、ニ、コ、ラ、イ、イ、子、の、信、託、中、一、府、の
、或、り、等、島、人、の、書、字、考、の、事、を、行、く、も、り、何、れ、同、前、の、
、其、の、書、字、の、事、を、行、く、も、り、信、託、中、一、府、の、
、則、三、月、廿、九、日、平、島、村、の、信、託、中、一、府、中、一、信、託
、若、し、其、の、書、字、と、傳、り、付、丁、放、還、者、の、事、を、行、く、も、り、

函所復書函の事細く是の四院の事同く是の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
取極言其言有る事は魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事

其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事
其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事

其年一月

其年一月の事は日ハ魯帝の事日ハ魯帝の事

第九号
 以下身法及... (The following text is written in vertical columns on the left page of the manuscript, using cursive Japanese calligraphy. The content appears to be a list or a series of entries related to the 'number 9' indicated by the header.)

光緒
 二十
 年
 八月
 十日
 册

之... 國重... 杉平... 杉浦... 誠... 四月三日... 魯國... 杉浦... 誠... 四月三日... 魯國... 杉浦... 誠...

大正...

明治五壬申年

杉平正親

四月三日

杉浦誠

魯國願奉

ヲラウスキヤ

キ下

第十号

子... 杉平... 誠... 四月三日... 魯國... 杉浦... 誠...

玉名之公者有之種之多深法一室之無以介處
中核滿之積既半宿整頓之於病之何多其向
暗之百合年之百法之毒日行一由是而而
事者一切抄之其和年而叙之其仁身其積之
以積系之其下至法抄者不回答之其日法費之
笑之其何法之進之也

明治五年甲申四月五日

杉田 健

ヲウロウスキナ

キ下

第十一号

以子或法其之種之多深法一室之無以介處
小和齋老之種内学舎一の整法一由是而而
向一方願之其種之多深法一室之無以介處
其種之多深法一室之無以介處
其種之多深法一室之無以介處

明治五年甲申

杉平 正親

四月五日

杉浦 誠

魯西原年

ヲウロウスキー

チノ

第十号

中國第百四号之書籍は彼人の手記に於て其の
今日迄の所記を以て其の著者として其の著者
の姓名を記す。其の著者として其の著者の姓名
を記す。其の著者として其の著者の姓名を記す。

舎ノ書室に於て其の著者として其の著者の姓名
を記す。其の著者として其の著者の姓名を記す。

山崎五郎年

四月七

杉平 日記
杉浦 蔵

魯西原年

ヲウロウスキー

チノ

第十号

中 國 元 年 五 十 二 年 之 書 翰 及 抄 卷 之 一 終 止 之 意 因
次 書 之 目 録 而 略 之 不 得 一 語 一 語 出 航 協 會 之 手
存 在 之 文 字 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
亦 有 抄 卷 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
亦 有 抄 卷 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
亦 有 抄 卷 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
亦 有 抄 卷 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
亦 有 抄 卷 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
亦 有 抄 卷 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
亦 有 抄 卷 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
亦 有 抄 卷 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
亦 有 抄 卷 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦

萬 葉 集 古 一 件 我 國 之 古 書 一 一 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
一 一 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦
一 一 之 目 録 亦 甚 多 書 翰 之 目 録 亦 一 一 之 右 右 亦

仙 臺 五 十 年 四 月 九 日

松 平 正 親
杉 浦 誠

皇 國 願 年

ヲ ウ ロ ウ ス キ イ

中 下

并云係九号

我満月寺則来月曜日我

帝皇陛下御遊居身ニスル様御用向取扱不

レ以候御目付ノ趣不詳ナ

子八百五十年四月

ヲテロウスキイ

利安松浦様ニ下

拜啓仕合御事是日治貴下下台或下御台而令

陸ノ御台は及り候日或は是日御台に及り候時

在候御台は是日御台に及り候御台に及り候御台

と申す御台に及り候御台

四月

ヲテロウスキイ

利安松浦様ニ下

并五指四号

御文

函録一子八百五十二年并四月九日

御台

松浦 誠ニ下

松平 向親ニ下

函録事候御台は是日御台に及り候御台に及り候御台

右一件... 西教... 律... 業... 許... 久... 前... 次... 有... 法...

七月... 悔...

ア、イ、ウ、ロ、ス、キ、イ

第五十三号

此... 悔... 業... 許... 久... 前... 次... 有... 法...

今一海軍曾西無字之信者官海軍少將
新日蘭國之海軍少將也其姓名曰
シムソンニ名するものなり其國
の十八年中少将の職に任ぜられたる
にや一書に據るにシムソンは海軍少將
中少将の位にありしにシムソンは海軍少將
英國の海軍少將に任ぜられたる事
件の事なる事英國の海軍少將に任ぜられたる事
コニスル船の所長に任ぜられたる事英國の海軍少將に任ぜられたる事

亦通に知るべき事なり其の事
別出記に之を記す事なり其の事
船 當時我々の使節が乗った船 コニスル船 工リス
テリールに之を記す事なり其の事
工リステリールに之を記す事なり其の事
工リステリールに之を記す事なり其の事
工リステリールに之を記す事なり其の事
工リステリールに之を記す事なり其の事
工リステリールに之を記す事なり其の事
工リステリールに之を記す事なり其の事
工リステリールに之を記す事なり其の事
工リステリールに之を記す事なり其の事

函國に及ぶものなり。能く用ひて其進歩の速
きは其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。

政府は、其の進歩の速きを以て其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。
其の故に在り。其の故に在り。其の故に在り。

本邦の諸島に居住するものも多し其の間に
一多しの島々あり其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し

其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し
其の地も亦多し其の地も亦多し其の地も亦多し

子百七十二年

島本コンスル

アラスカ

アラスカ

杉浦 禮

杉平 正親

吉村

太

山

田

平定海行美由及後國語書寫及ワツシニ書信

記

松

白書信下。陽々々々信の如く信の如く信の如く

中々々々々々

白書信下信の如く信の如く信の如く信の如く

礼儀書一々々々

空平信の如く信の如く信の如く信の如く

空平信の如く

信の如く信の如く信の如く信の如く信の如く

少卿の治戸もつて

たつと平

太

申す月より方細

一美玉と成りし書翰

ふりてはるる書翰に成りたる。物も成りてはるる。ト
フテルトと成りてはるる。物も成りてはるる。ト
ふりてはるる書翰に成りたる。物も成りてはるる。ト
ふりてはるる書翰に成りたる。物も成りてはるる。ト

申す月より

美玉と成り

五儿子ストサトウ

和智方少五

ト

下

申す月言々々

一葉のそは 船へ 返船

中船のそは 船へ 返船
フレンドフルト氏 船へ 返船
フレンドフルト氏 船へ 返船
フレンドフルト氏 船へ 返船
フレンドフルト氏 船へ 返船

フレンドフルト

フレンドフルト

英公使館

廿トウ

ト

大
山
山

申す月令未だ未だ少くは猶美文御侍

謹啓天皇陛下外國公使を以て接待し并立所下等
海に付て佛代官公使コントチユレニ魯公使ピウツ
才ウ氏員拙者トシテも著公使ワツソニ氏ト曰き
有公者ナリ州一極ニ寄信ニ既、物、乃、今、未、也、
院領事紀云々

天皇陛下大使と接待す、以て付て、院領事代官、
拙者、未、也、曰、如、く、終、也、云々

天皇陛下接待下等、御侍、下、等、御、侍、
昔、馬、ノ、沙、路、ニ、上、リ、ク、シ、テ、今、日、
御、侍、ニ、上、リ、ク、シ、テ、今、日、

一抽、決水曜日 五月廿、初子十字、好習者。ふりて
 初日、一、大曜日、ちり、初子十字、抽、ふり、河軍士
 友、好、習、者、活、口、ぬ、お、る、ふ、り、て、ふ、り、て、ふ、り、て、ふ、り、て
 河軍の捕、河村、氏、の、好、習、者、の、初、子、十、字、の、好、習、者、
 省、あ、る、一、面、の、活、口、ぬ、お、る、ふ、り、て、ふ、り、て、ふ、り、て、ふ、り、て、
 初子、初、日、曜、日、の、初、子、十、字、の、好、習、者、の、初、子、十、字、の、好、習、者、
 こ、電、と、は、ふ、り、て、ふ、り、て、ふ、り、て、ふ、り、て、ふ、り、て、ふ、り、て、
 初子、初、日、曜、日、の、初、子、十、字、の、好、習、者、の、初、子、十、字、の、好、習、者、
 初子、初、日、曜、日、の、初、子、十、字、の、好、習、者、の、初、子、十、字、の、好、習、者、
 初子、初、日、曜、日、の、初、子、十、字、の、好、習、者、の、初、子、十、字、の、好、習、者、

副島外務卿殿

三才セバルト

此書報セバルト、初子十字、好習者、の、初子十字、好習者、

大正

Blank lined area for writing on the right page.

申すに及ばず伊豆の地は故国より遠く
〜 伊豆の地は故国より遠く

伊豆の地は故国より遠く

英泰佛等と云はるるは伊豆の地は故国より遠く
〜 伊豆の地は故国より遠く

代官の使不存精之使の交際事務は自ら負ひて
〜 伊豆の地は故国より遠く

シヤルセタハ〜 伊豆の地は故国より遠く
〜 伊豆の地は故国より遠く

大正

あまのむすねの地を今昔をいへりて一をいへりて一をいへりて一をいへり

とやルセタへ一にハ公認見たり格と一あり思鏡ホク

海神にさへま礼へ事へ

歌羅也吾國を出入りしてを常とす好むとて件とす

前ハ多しとて双方よりま礼へ是ハ大極とす一あり

信利を一揚へて海に住む双方を極とす

長年信保方より常とす極とすあり

あし

之ヤルセタへ一に極射方とす思ふ事ありと有りて

之他之今昔をいへり古極射極へ如く一に丁あり

之書極をいへり同公とす別極とす言ふは

伊予村とて是より南とす年礼へ極射極へ一あり

五甲の月々所管者から所管人の副官と姓名を以て
セバルト及び水師提督セニキニスト直轄の大主
一水師提督及び水師提督の書管及び事
一海軍の書管及び事

大
一
二

Blank lined area for writing on the right page.

一 礼 節

一 ^{セバルト}水師提督セバルトスと付随する年同士の
交際するもの

一 奥方礼節と表方

一 ^{セバルト}水師提督

奥方礼節の節々
奥方礼節の節々

一 奥方礼節の節々

奥方礼節の節々

奥方礼節の節々

一 礼 節

此の如く

一 此の如くは、
一 此の如くは、

此の如く

一 此の如くは、
一 此の如くは、

此の如く

一 此の如くは、
一 此の如くは、

此の如く

一 此の如くは、
一 此の如くは、

此の如く

一 此の如くは、
一 此の如くは、

一 此の如くは、
一 此の如くは、

此の如く

一 此の如くは、
一 此の如くは、

一 此の如くは、
一 此の如くは、

一 此の如くは、
一 此の如くは、

此の如く

一 此の如くは、
一 此の如くは、

一 此の如くは、
一 此の如くは、

此の如く

一 此の如くは、
一 此の如くは、

九

正

一

新く為すの表せんが如くは、
事、有く既に揚子江、
於ては、
移すべし

一、
又、
元より所推警信を、
お勤るべき人多く、
又、
元より所推警信を、
お勤るべき人多く、

一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、

何れも隔を以てして、口を以てして、
一語を以てして、四六の語を以てして、
多し、日本師控智、云々。

天竺降下、口を以てして、意を以てして、
手前々、若くは、道行、口を以てして、
出た、多し、口を以てして、口を以てして、

一、本師控智、口を以てして、口を以てして、
口を以てして、口を以てして、口を以てして、
口を以てして、口を以てして、口を以てして、
口を以てして、口を以てして、口を以てして、

一、本師控智、口を以てして、口を以てして、
口を以てして、口を以てして、口を以てして、
口を以てして、口を以てして、口を以てして、

一、本師控智、口を以てして、口を以てして、
口を以てして、口を以てして、口を以てして、
口を以てして、口を以てして、口を以てして、

一、本師控智、口を以てして、口を以てして、
口を以てして、口を以てして、口を以てして、

一、本師控智、口を以てして、口を以てして、
口を以てして、口を以てして、口を以てして、
口を以てして、口を以てして、口を以てして、

昔一、
南一

一
一

一

一
一
一
一
一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

杉ノ子

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

一 華文支那銀行の設立に關する件

壬申五月七日庚子字號於外務省副官印務卿佛士及
フニト、トキユレニス對話

目次

一 水師提督内留之書
主神皇統式各編之事

水師提督内留之書

可古彌之奉るも同人之善之積義也

一 古之弊之積積多事の如く

若者如く

一 米國本所提督の海軍自來水師提督部人

古海軍提督曾英之使

不詳

一 禮儀

古海軍提督曾英之使

古海軍提督曾英之使

一

一 米國

古海軍提督曾英之使

一 古之弊

古海軍提督曾英之使

古海軍提督曾英之使

古海軍提督曾英之使

一 古之弊

古海軍提督曾英之使

古海軍提督曾英之使

古海軍提督曾英之使

右考禮成の日あり日あり禮を執行する事あり他は
可なり若し當年當節我大使普國の事あり前
中あり礼成の事あり今午の事あり或は不働の事あり
右考禮成の事あり大使の事あり福を言ひ日あり
礼を言ひ禮を言ひ武を言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ
言ひ言ひ

一 于禮成の日あり日あり禮を執行する事あり他は
可なり若し當年當節我大使普國の事あり前
中あり礼成の事あり今午の事あり或は不働の事あり
右考禮成の事あり大使の事あり福を言ひ日あり
礼を言ひ禮を言ひ武を言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ
言ひ言ひ

一 福を言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ

一 凡一時言禮成の日あり

一 福を言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ

一 用向きの事あり

一 凡一時言禮成の日あり
人あり言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ
言ひ言ひ

一 福を言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ

凡一時言禮成の日あり日あり禮を執行する事あり他は
可なり若し當年當節我大使普國の事あり前
中あり礼成の事あり今午の事あり或は不働の事あり
右考禮成の事あり大使の事あり福を言ひ日あり
礼を言ひ禮を言ひ武を言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ言ひ
言ひ言ひ

服と 佛窟の... 平信... 交際... 上と... 事... 事...

此間... 用... 事... 事... 事... 事... 事... 事... 事...

一 水師提督... 事... 事... 事...

福... 事... 事... 事...

一 兼知...

平